



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第77号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 （青少年家庭課） 2

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定によりみんなで子育て応援助成事業補助金の交付の対象等を定める告示 （青少年家庭課） 3

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第49号）

1 規則の概要

- (1) 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業の実施を受けた者等から費用を徴収することができることとした。
（第2条関係）
- (2) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業の実施を受けた者等から費用を徴収することができることとした。
（別表第2関係）
- (3) 福祉事務所が廃止されるに伴う規定の整理
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規 則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第49号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第50条第6号、第6号の3、第7号及び第7号の2」を「第50条第7号から第7号の3まで」に改める。

第2条中「福祉事務所長又は児童相談所長（以下「児童相談所長等」という。）は、措置費等の全部又は一部を法第22条第1項の規定による助産施設における助産の実施、法第23条第1項の規定による母子生活支援施設における母子保護の実施又は」を「児童相談所長は、措置費等の全部又は一部を」に、「第31条第3項」を「第31条第4項」に、「措置」という。）の次に「又は法第33条の6第1項の児童自立生活援助事業の実施」を加える。

第3条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 法第27条の措置を受けた者（特列入所者を除く。）及び法第33条の6第1項の児童自立生活援助事業の実施を受けた者 1月につき別表第2に定める額

第3条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第5条及び第6条中「等」を削る。

別表第2中「、母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部及び情緒障害児短期治療施設通所部」を「、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童自立生活援助事業」に改め、同表の備考の1中「第314条の7、同法」を「第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8並びに」に改め、同表の備考の2の(1)中「所得税法」の次に「第78条第2項第1号、」を加え、同表の備考の2の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同表の備考の3を次のように改める。

- 3 この表の「措置児童等」とは、法第27条の措置（乳児院への短期入所措置を除く。）及び法第33条の6第1項の児童自立生活援助事業の実施を受けている者をいう。

別表第2の備考の4中「重症心身障害児施設」の次に「、小規模住居型児童養育事業」を加え、同表の備考の5中「扶養義務者」の次に「（児童自立生活援助事業の実施を受けた者の扶養義務者は除く。）」を加え、同表の備考の8の(4)中「児童相談所長等」を「児童相談所長」に改め、同表の備考の9を削る。

別表第3を削る。

別表第4の備考の2の(1)中「所得税法」の次に「第78条第2項第1号、」を加え、同表の備考の2の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同表を別表第3とする。

様式第2号中 「福祉事務所長 印」を「児童相談所長 印」に、
児童相談所長 印」

「 年 月 日 第 号をもって措置（助産施設にあっては助産の実施、母子生活支援施設にあっては母子保護の実施）の決定をしました の措置（助産施設にあっては助産の実施、母子生活支援施設にあっては母子保護の実施）中に要する費用のうちあなたの負担する額を下記のとおり決定しましたので通知します。」

「 年 月 日 第 号をもって措置（児童自立生活援助事業にあっては実施）の決定をしました の措置（児童自立生活援助事業にあっては実施）中に要する費用のうち、あなたの負担する額を下記のとおり決定しましたので通知します。」

改める。

様式第3号中 「福祉事務所長 様」を「児童相談所長 様」に改める。
児童相談所長 様」

様式第4号中 「福祉事務所長 印」を「児童相談所長 印」に、
児童相談所長 印」

「 の措置（助産施設にあっては助産の実施、母子生活支援施設にあっては母子保護の実施）中に要する費用のうち、あなたの負担する額を下記のとおり変更しましたので通知します。」

「 の措置（児童自立生活援助事業にあっては実施）中に要する費用のうち、あなたの負担する額を下記のとおり変更しましたので通知します。」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の規定は、平成21年4月分以後の費用徴収について適用し、同年3月分以前の費用徴収については、なお従前の例による。

告

示

島根県告示第259号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、みんなで子育て応援助成事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により少子化対策民間活動助成事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成20年島根県告示第481号）は、廃止する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

みんなで子育て応援助成事業補助金

2 交付の目的

少子化対策の推進に資する事業に取り組む団体等を支援し、又は育成し、もって県民が主体的に行う少子化対策のための多様な取組を促進することを目的とする。

3 交付の対象となる事業の内容

補助金の対象となる事業分野は、知事が別に定めるものとする。ただし、営利を目的とするもの及び当該事業を実施する団体等の構成員のみを対象とするものを除く。

4 交付の対象である経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象である経費	交 付 の 率	交付の限度額
補助事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの。	交付の対象である経費の実支出額（寄附金その他の収入額を控除した額をいう。）の10分の10以内	1事業につき 300,000円以内